苫小牧市消費者センター教材貸出要領

（目的）

第１条　この要領は、消費者教育の推進及び消費者被害防止を図ることを目的に、苫小牧市消費者センター（以下「センター」という。）が貸し出す教材（以下「教材」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（貸出教材）

第２条　1度に貸し出す最大貸出数は以下のとおりとする。

1. ＤＶＤ　１枚
2. 書籍　　２冊

（貸出対象者）

第３条　貸し出しを受けることができる者は、次の各号の要件を満たすものとする。

1. 市内に居住している者。
2. 市内の事業所等に勤務又は在学している者。
3. アンケート調査等に協力できる者。
4. その他センター長が認める者。

　（貸出期間）

第４条　原則として７日間以内とし、使用後は速やかに返却すること。

　（貸出料金）

第５条　教材の貸出料金は、無料とする。

（貸出手続等）

第６条　貸し出しの手続きは、次の各号のとおりとする。

1. 借り受けを希望する者（以下「利用者」という。）は、センターに電話等で貸し出しの可否を確認の上、「苫小牧市消費者センター教材貸出申請書」（様式第１号）を提出すること。
2. 前項の貸出申請にあたり、申請者は運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード等の申請者の住所、氏名が確認できる書類を提示しなければならない。なお、申請手続き等を申請者から受任したもの（以下「受任者」という。）が手続きを行う場合は、受任者の確認書類も併せて提示しなければならない。
3. センターは、前号による申請が適当と認められるときは、利用者に対して教材を貸し出すこととし、「苫小牧市消費者センター教材貸出承認書」（様式第２号）を交付し、貸出決定を行うものとする。
4. センターは、利用者について「苫小牧市消費者センター教材貸出利用者台帳」（様式第３号）を作成し、管理・保管するものとする。
5. 利用者は、教材をセンターから直接受け取り、また直接センターに返却することを原則とする。
6. 利用者は、教材貸出アンケート調査（様式第４号）に定めるアンケート調査等に協力すること。

（管理責任等）

第７条　利用者は、教材を常に良好な状態で使用することとし、他に譲渡し、又は貸

し付け等をしてはならない。

２　利用者は、運搬、借り受け中等の故意又は重大な過失により、教材を滅失し、又はき損した場合には、教材の補充、修繕等にかかる実費を負担しなければならない。

附則

この要領は、令和２年６月１日より施行する。